令和2年度

健全化判断比率の再審査意見書

倉吉市監査委員

受 監 第 6 8 号 令和3年11月18日

倉吉市長 石 田 耕太郎 様

倉吉市監查委員 池田弘之

倉吉市監查委員 齋藤 那康

倉吉市監查委員 朝日等治

令和2年度倉吉市の決算に係る健全化判断比率の再審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和2年度倉吉市の決算に基づき修正された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、再審査の結果を別紙のとおり意見を付けて提出します。

令和2年度 健全化判断比率の再審査意見書

第1 審査の対象

令和2年度決算に基づき修正された倉吉市の健全化判断比率 (将来負担比率) 及びその算定 の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年11月8日から令和3年11月10日まで

第3 審査の方法

審査に付された修正後の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が 適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。なお、審査に当たっては、算定の根拠 となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取してこれを行った。

第4 審査の結果

審査に付された修正後の健全化判断比率は次のとおりであり、その算定の基礎となる事項を 記載した書類は、適正に作成されており、これらの値は正確であると認められた。

(単位:%)

	力能士力 [[.志	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	実質赤字比率			修正前	修正後
健全化判断比率	(-3. 23)	(-12. 75)	11.6	88.3	89. 2
早期健全化基準	12. 84	17.84	25. 0	350. 0	350.0
財政再生基準	20. 00	30.00	35. 0		

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率」又は「連結実質赤字比率」は「一」で表示される。なお、() 内の値は、実質収支又は連結実質収支の黒字の比率を負の値で表示したものである。

下線部が修正個所である。

・将来負担比率について

将来負担比率の算定に用いる将来負担額のうち、分子から控除される充当可能基金から地方 創生臨時交付金基金 100,000 千円が対象外となり減額修正が生じたために、令和 2 年度の将来 負担比率の値は、88.3%から 89.2%に修正された。なお、比率は 0.9 ポイント増加となった が、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。